

新旧対照表

令和6年10月
au カブコム証券

「NISA口座 投資信託定期積立取引取扱規定」

新	旧	備考
<p>第8条（買付に関する留意事項） (3) 指定銘柄の買付の際に、NISA口座（つみたて投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA口座（つみたて投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える<u>場合などは、原則として買付を行いません。</u></p> <p><u>(4) 分配金再投資による買付の際は、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA口座（つみたて投資枠）での受入となり</u></p>	<p>第8条（買付に関する留意事項） (3) 指定銘柄の買付の際に、NISA口座（つみたて投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA口座（つみたて投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は、<u>NISA口座（成長投資枠）での受入となり、NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。また、NISA口座（つみたて投資枠）の対象銘柄がNISA口座（成長投資枠）の対象銘柄ではなく、非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</u></p>	<p>記載変更</p> <p>追加</p>

<p> <u>ますが、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は、NISA口座（成長投資枠）での受入となり、NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。また、NISA口座（つみたて投資枠）の対象銘柄がNISA口座（成長投資枠）の対象銘柄ではなく、分配金再投資による買付の結果が非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</u> </p> <p> <u>(5)指定銘柄の買付の際に、NISA口座（成長投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合にはNISA口座（成長投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</u> </p> <p> <u>(6)NISA口座（成長投資枠）を利用した積立には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）と「NISA口座プレミアム積立®」（投信）があり、積立の際に複数の商品を設定している場合には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）・「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の商品の順に</u> </p>	<p> <u>(4)指定銘柄の買付の際に、NISA口座（成長投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合にはNISA口座（成長投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</u> </p> <p> <u>(5)NISA口座（成長投資枠）を利用した積立には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）と「NISA口座プレミアム積立®」（投信）があり、積立の際に複数の商品を設定している場合には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）・「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の商品の順に</u> </p>	<p> 記載変更 （参照条項の修正） </p> <p> 記載変更 （参照条項の修正） </p>
---	---	---

<p>NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。また同一商品の買付が同一約定日となる場合には、申込日が早い順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。</p> <p><u>(7)</u> 同一日に100ファンドを超えるお申込みはできません。</p>	<p>NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。また同一商品の買付が同一約定日となる場合には、申込日が早い順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。</p> <p><u>(6)</u> 同一日に100ファンドを超えるお申込みはできません。</p>	<p>記載変更 （参照条項の修正）</p>
---	---	---------------------------